

○専ら伝道の業に従事する者に関する規程

2006年8月25日 第41回総会改定

2016年8月20日 第51回総会改定

2019年8月22日 第54回総会改定

(趣旨)

第1条 この規程は、日本バプテスト連盟全国壮年会連合奨学金制度に関する規程(2000年9月16日)第15条3項に基づき、日本バプテスト連盟加盟の教会(以下、「連盟加盟教会」という。)及び関係諸機関において専ら伝道の業に従事する者について定めるものである。

(定義)

第2条 連盟加盟教会とは「日本バプテスト連盟総会」に加盟申請し、承認された教会及び付属伝道所、いわゆる日本バプテスト連盟(以下、「連盟」という。)発行の教会・伝道所一覧に記載があるものを指す。

(連盟加盟教会に従事する者)

第3条 「連盟加盟教会」において「専ら伝道の業に従事する者」とは以下の者をいう。

- (1) 連盟加盟教会(伝道所を含む)から招聘を受け、牧師、伝道師、主事等の職責を与えられ、それを主要な職務として教会又は伝道所に勤務している者(連盟教役者規程第2条参照)
- (2) その職務が、原則として教会における勤務時間及び給与のいずれにおいても、総勤務時間及び総収入の50%以上であることを条件とする(連盟教役者規程第15条参照)。ただし、特別な事情があり連盟全国壮年会連合神学部奨学金委員会(以下、「奨学金委員会」という。)が認めた場合はこの限りでない。
- (3) 上記第2号の条件に満たないものの、当該教会総会が将来的に第2号の条件を満たす形で招聘を目指す決意を表明している場合、第2号に準じて扱う。
- (4) 協力牧師及び教会付属幼稚園、保育園等の教諭・職員等は対象外とする。ただし、協力牧師で、第1号及び第2号に該当し、奨学金委員会が認めた場合を除く。

(連盟関係諸機関に従事する者)

第4条 「連盟関係諸機関」において「専ら伝道の業に従事する者」とは以下の者をいう。

- (1) 連盟において国内・国外伝道派遣宣教師に任命された者。
- (2) 連盟事務所で職員として雇用された者
- (3) 連盟宣教研究所で所員として雇用された者。
- (4) 連盟が母体となって設立された法人事業体で勤務する職員のうち、次の者。
 - ア) 学校法人西南学院…大学神学部教員、宗教主事(高校、中学等含む)および「聖書科」、「キリスト教学」担当の専任教員。
 - イ) 学校法人西南女学院…宗教主任(大学、短大、高校、中学等含む)および「聖書科」、「キリスト教学」担当の専任教員。
 - ウ) 日本バプテスト連盟医療団…職員の内、専任伝道者(チャプレン等)としての働きを担う者
 - エ) 天城山荘で勤務する職員のうち、専任伝道者としての働きを担う者
 - オ) 日本バプテスト女性連合で専任職員として雇用された者

(特別認定)

第5条 連盟理事会において、「専ら伝道の業に従事する者」として認められ、奨学金委員会で承認された者は、「専ら伝道の業に従事する者」として取り扱う。

(規則の改廃)

第6条 この規則を改廃する場合は、連盟理事会並びに奨学金委員会の意向を徴した上で、全国壮年会総会において過半数の賛成議決によらなければならない。

付 則

1. この規程は、2006年8月25日より施行する。
2. この規程は、2016年8月20日より施行する。
3. この規程は、2019年8月22日より施行する。